

公 告 7 号
令和 8 年 7 月 1 日

被 保 険 者 各 位

三菱重工健康保険組合
理事長 橋本 敬文

組合規約一部変更の件

当組合規約の一部を下記のとおり変更しましたので、健康保険法施行令第3条第2項および組合規約第52条の規定により公告します。 了

記

1. 第4条（設立事業所の名称及び所在地）別表1中、「三菱ロジスネクスト労働組合 京都府長岡京市」を「ロジスネクスト労働組合 京都府長岡京市」に改める。

附 則

（施行期日）

この規約は令和8年4月30日から施行する。

以 上